令和７年４月１日現在の条文

○吹田市議会事務局条例

昭和25年８月１日条例第112号

第１条　市議会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第２条　市議会事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

第３条　市議会事務局の職員の定数は、20人とする。

第４条　市議会事務局の職員の任免、分限、給与等に関しては法令その他に定めがあるものを除く外市役所の規定を準用する。

２　職員の勤務時間、休日、休暇、休憩、忌服等に関しては市役所の例による。

第５条　市議会事務局の事務分掌等は議長が定める。

第６条　この条例施行に関し必要な事項は議長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例施行の際現に市議会事務局に在職するものはこの条例により従前の身分のまま在職するものと見なす。

附　則（省略）

附　則（昭和44年４月１日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月３日条例第13号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。